IBA JAPAN | INTERNATIONAL BANKERS ASSOCIATION OF JAPAN

2026 年 3 月 31 日（火）

法定帳簿規則に関する規制緩和要望

はじめに

国際銀行協会は、外資系銀行、証券会社及び資産運用会社を会員とする一般社団法人です。本書面では、金融商品取引法（以下「金商法」）等が定める法定帳簿作成義務に関する規制の緩和を提言いたします。

1. 経緯・問題意識

平成１９年に金融庁が金融規制の質的向上への取り組み方針を公表された以降は、ルール・ベースとプリンシプル・ベースの最適な組み合わせが金融行政運営の柱の一つであると理解しております。

しかし、証券会社に適用される法定帳簿に関する規制（業府令１５７条～１６８条）については、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」）において金商業者側に一定の裁量が認められているものの、全体としてルール・ベースの色彩が強い状況です。

こうした現状を踏まえ本書面では、詳細な記載要件を重視した現在の法定帳簿作成義務について以下の理由により規制緩和を提言いたします。

2. 法定帳簿作成義務を取引等情報保存義務への転換

当局や内部監査部門から要請があった際に、速やかに顧客に対する取引詳細・残高等の情報提供やリスク管理・収益計算等に必要なデータの提出ができるプロセスを完備する事を前提（以下「本件前提」）に、詳細な記載要件に沿った帳簿作成を前提としたファイル形式（PDF、Excel、紙）による保管ではなく、証券会社として保管・管理すべき情報・データをデータベースにて保管する義務への転換を提言いたします。その理由は以下のとおりです。

- 本件前提が順守されるのであれば、当局によるモニタリング目的は達成されると思われること
- データベースでの取引等情報保存義務化は、令和７年度より施行となった金融

商品取引法の改正等に伴う顧客への情報提供方法等の電子化における金融庁のお考え（金融商品取引契約に係る顧客交付書面のデジタル化について：金融庁）とも符合すると思われること。

他国規制との平仄：　政府が掲げる国際金融都市構想の実現には、他の国・法域との平仄があうことも大事であると考えます。例えば、香港の SFC の規制では、記録の保管ルールは、記録そのものが損傷や改ざんから保護され、レビュー可能であることを確保することを求めるにとどまり、「記録」の帳簿化までは求められていません。

一方、本邦では記録の帳簿化が求められているため、たとえ「記録」そのものは保管されていて速やかに提出可能な状態であったとしても、帳簿システムの不具合によりその一部が帳簿上に表示できない等の問題が生じると、たとえば「注文伝票の記載漏れ」といった不備となってしまいます。

しかし、事後監査の観点からは、求めに応じて（改ざんされていない）記録そのものが用意できることが大事であると考えますので、例えば、グローバルの上流システムから必要な記録が随時取り出せることを確保できるのであれば、必ずしも本邦固有の帳簿システムを用意しないことが許容されてもよいのではないかと存じます。

外資系金融機関固有の負担：　現行の法定帳簿作成義務が、外資系金融機関（証券会社、投資運用業者）に対して固有の負担を生じさせていると考えております。

在日拠点は、顧客に対する取引詳細・残高等の情報提供やリスク管理・収益計算等、通常業務を行うために必要なデータ管理等についてグローバル仕様のシステムを使用し、作成・保存しております。一方、日本の金融商品取引法では、取引類型により法定帳簿として残す項目が異なり、日本独自の記載要件が細かく規定されているため、グローバル仕様のシステム上での対応や改善が非常に難しい状況です。

したがって、在日拠点は、本邦法定帳簿作成義務を順守するための日本拠点固有システムを開発し、加えて、在日拠点は本社又は地域本社とのデータ連携等が求められるため、本社又は地域本社が利用するシステムと日本拠点固有システムとの調整が必要となります。例えば、グローバルの上流システムに変更があるたびに、当該システムから法定帳簿システムへのデータのフィード状況に問題が生じていないかの検証を行う必要があるなど、帳簿システムの保守管理の負担は大きいのが実情です。このように、“上流システム”が複数存在する場合はかかる負担が増加します。

以上より、上記で述べた負担が軽減される制度の構築を希望します。

政府が進めるデジタル化と法定帳簿作成義務：　監督指針においてプリンシプル・ベースの要素が認められるものの法定帳簿作成義務の影響が色濃く反映されているためか、従来のアナログ的発想が見受けられる印象を受けます。

例えば、注文の電子化が進んだことにより、その件数も非常に増え、注文伝票をエクセルやＣＳＶ形式で都度作成・保存するにはシステムコスト、保存容量の観点で負担が大きく、運用上の課題となっています。帳簿書類として注文伝票を作成することを前提とせず、注文伝票において記載することが要求されている事項についてシステム内でデータとして保存し、必要に応じて当該情報をシステムから出力できる態勢とすることで、現在受注都度作成されている注文伝票に代えることを許容していただくことを希望します。

法定帳簿という形式にこだわらず、金商業者が保存、管理すべき情報、データの要件のみを定め、法定帳簿といった形式な記載要件は不要とすることが、今日の業務実態に即した規制であると考えます。

むすび

金融業界・市場・商品における不断の変化・発展、デジタル化の進展、さらに今般公表された業務基盤監理会社設立の背景にある本邦の労働力不足問題等を総合的に勘案し、弊協会は、本提言に基づく体制変更の実現を強く要望申し上げます。　本提言に基づく取引情報保管義務の導入により、証券会社は当局からの要請に柔軟かつ円滑に対応することが可能となり、また進化・複雑化する金融商品を取り扱う証券会社に対する当局のモニタリング強化にも資するものと認識しております。